



第113回

空襲被害 救わず80年

※2025年6月の毎日新聞記事を元にした文章です。

校閲し、直すべきところを指摘してください。

1 / 2

「この（戦後）80年という節目に、行政が何ができるかよく考えて対応したい」。3月の参院予算委員会で石破茂首相は、歴代首相が静観してきた第二次世界大戦中の空襲などによる民間人被害者救済問題について踏み込んだ見解を示した。

民間人被害者の立法による救済は、長年浮かんでは消えを繰り返してきた、被害者救済を目指す超党派の国会議員連盟の幹部は与党トップでもある石破氏の答弁を「潮目が変わった」と評価。国会での法案の提出・成立に弾みがついたかに思われた。

民間人被害者を巡っては、1970～80年台に野党が14回、国会に救済法案を提出したが廃案が続

いた。それに先立つ87年、空襲被害者が国に慰謝料を求めた訴訟で、最高裁が「国の存亡にかかわる非常事態のもとでは等しく受認しなければならなかった」という戦争被害受認論を示して請求を退けた。これにより救済への動きは止まった。

しかし、2000年代に入り東京、大阪で空襲被害者による提訴が相次ぐ。原告らは裁判と並行して10年に「全国空襲被害者支援連絡協議会」（全国空襲連）を結成。立法による解決を目指して働きかけを始める。

翌年に当時野党だった旧民主党を中心に超党派の国会議員連盟が発足。全国空襲連と救済法案の作成を進めた。12年にまとめた素案

では、負傷者だけでなく戦災孤児や遺族らも対象に1人40万〜100万円を支給。対象者は65万人、予算は6800億円と試算された。

しかし12年の衆院選で、議連は活動を事実上停止。その後、与党に返り咲いた自民党議員が会長に就き、改めて法案作成が進んだ。

17年に出した骨子は、現在の日本国内での空襲や艦砲射撃などで障害やケロイドを負った人に一律50万円を支給するというもの。対象も法施工時に生存している人に限り、対象者4万6000人、予算は23億円と大幅に縮小した。「立法の実現性を優先した苦渋の決断」（全国空襲連運営委員長の黒岩哲彦弁護士）だった。

議連は戦後80年の今年が立法実現の最後の機会と捉え、動きを本格化させた。民間人への補償に積極的な国に配慮し、支給の名目を補償的な意味合いを弱める「一時金」とするなどして各党で党内手続きに入った。

提出の鍵を握る自民では議連幹部が5月末に複数の党幹部と会談したが、色よい反応は得られなかった。

国会の会期末が迫る中、議連副会長の平沢勝栄衆院議員は、6月6日にあった衆院予算委で石破氏に直接質問することで局面の打開を図ろうとした。一時は調整が進んだが、党の判断で直前に見送られ、切り札を封じられた形となった。また一部野党でも党内手続きが終わらず、今国会での提出は極めて困難な情勢となった。

翌日に全国空襲連が国会内で開いた集会に出席した平沢氏は「ほとんどの議員が賛同し、組織的に反対する人も見られない。それなのにどうして前進しないのか、不思議で仕方ない」と悔しさをにじませた。

第二次世界大戦の空襲被害者救済を巡る動き

1945年	米軍が日本各地を無差別爆撃。死者はおよそ50万人
73年	野党が「戦時災害保護法案」を国会提出。88年まで14回提出されるも成立せず
87年	名古屋大空襲の被害者が国に賠償を求めた訴訟で最高裁が上告を棄却。「戦争被害受忍論」の考えを示す
2007～09年	東京大空襲や大阪大空襲が国に補償を求めて提訴
10年	シベリア特措法が議員立法で成立。全国空襲被害者連絡協議会が結成
11年	民間人空襲被害者らの救済を目指す超党派の国会議員連盟が発足
12年	議連が空襲負傷者や遺族らに1人最大100万円を支給する法案骨子をまとめる
17年	議連が空襲や艦砲射撃などで障がいを負った人に一律50万円を支給するなどの新たな法案骨子を作成
25年5月	支給の名目を補償的な意味合いを弱める「一時金」などとする新たな法案を作成、通常国会での提出を目指して各党が党内手続きに